



りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 2 月 8 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

「洪水被災企業に対するBOIの支援措置について」

タイ投資促進委員会(BOI)は2012年1月26日、昨年の大洪水で直接被害を受けたBOI奨励事業者を対象に支援措置を発表しました。主な支援策は以下の通りです。

【機械および原材料についての支援措置】

- ① 洪水被害を受けた機械と代替するための機械を免税で輸入することを認める。
※ この優遇措置を受けるためには、申請書を2012年6月30日までに提出する必要があります。(申請書はBOIホームページより取得可能)
- ② 投資奨励法第36条に基づき免税輸入された原材料で洪水被害を受けたものは、関税の支払い無しで廃棄材料として在庫を調整することを認める。
- ③ 投資奨励法第36条に基づき免税輸入された原材料でまだ利用可能なものは、36条に基づく輸入関税の恩典が利用できる他の奨励プロジェクトに譲渡することができる。

【法人所得税についての支援措置】

1. 法人税免税額上限額が奨励証書に記載されているBOI奨励事業者

条件	特典
① 洪水被害を受けた既存の県に投資する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規の投資とみなし、8年間の法人所得税を免除。 ※ ただし、新規投資額の150%+残っている免税額が上限。
② 他県に移転、投資する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規の投資とみなし、8年間の法人所得税を免除。 ※ ただし、新規投資額の100%+残っている免税額が上限。

2. 法人税免税額上限額が奨励証書に記載されていないBOI奨励事業者

残っている法人所得税免除期間	特典
① 5年未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税の免除期間を3年間追加。
② 5年以上6年未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税の免除期間を2年間追加。 ● その後2年間の法人税を50%減税。
③ 6年以上7年未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税の免除期間を1年間追加。 ● その後4年間の法人税を50%減税。
④ 7年以上8年未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 5年間の法人税を50%減税。

※ 上記2.の対象者は上記1.の恩典を選択することも可能。

なお、更なる支援措置及び詳細事項につきましては今後決定次第順次発表される予定です。最新の情報は BOI ホームページ (<http://www.boi.go.th> 日本語表記有り)でご確認下さい。

【出所:タイ投資促進委員会】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載